

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-2
許認可等の種類	鳥獣保護区特別保護地区における建築物その他工作物の新築等の許可			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第29条第7項			
許認可等の概要	県指定鳥獣保護区特別地区区域内における建築物その他工作物の新築、改築、増築、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第29条第9項 都道府県知事は、前項の許可申請があったときは、当該申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合を除き、第7項の許可をしなければならない。 一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 第3条 (鳥獣の保護に支障がないと認められる行為:別紙のとおり)</p> <p>国指定特別保護地区内行為許可取扱要領(5)を準用</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(国指定特別保護地区内行為許可取扱要領(4)⑤を準用 申請から一月以内)			
期間の制定根拠				

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第3条 法第29条第7項ただし書の規定による鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 知事が別に指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- (2) 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- (3) 次に掲げる工作物の設置
  - ア 住宅及びこれに附属する工作物
  - イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
  - ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
  - エ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
  - オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
  - カ その高さが5メートル以内の展望台
  - キ その延長が500メートル以内の歩道
  - ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
  - ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所
  - コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物
  - サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
  - シ その延長が500メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物
  - ス 自然木を利用した仮設軽索道
  - セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
  - ア 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するために必要な行為
  - イ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為
  - ウ 河川法（昭和39年法律第167号）による河川の管理又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の管理として行う行為
  - エ 測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うために必要な行為
  - オ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
  - カ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為
  - キ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。クにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為

- ク 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）
- ケ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
- コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
- サ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
- シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為